

令和6年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 令和6年5月31日（金）午後2時30分から午後4時まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席委員（委員別、50音順）
 - （地裁委員） 沖中康人（家裁委員兼務）、後藤誠、自見武士（家裁委員兼務）、末崎和彦（家裁委員兼務）、波平陽一郎、林美佐子（家裁委員兼務）、町元真也、山田成美
 - （家裁委員） 小川浩昭、鈴木基之、西森由貴、増田良文
- 4 議事（□：委員長、▲委員）
 - (1) 新任委員紹介
 - (2) 前回のテーマ「裁判所におけるデジタル化について～総務・会計部門を中心に～」についての前回委員会後の裁判所の取組状況の報告
 - (3) 今回のテーマ「成人年齢引き下げに伴う裁判運営上の課題について」以下の取組について説明を行った。
 - ・特定少年に対する教育的措置について
 - ・裁判員裁判の広報における取組状況等について
 - (4) 意見交換等
 - 各委員から今回のテーマに関して、御意見をいただきたい。
 - ▲ 今の若者へのアプローチにはSNSを含むインターネットツールを利用することが効果的であると感じている。業務の中で特に若い世代の妊産婦と連絡を取る際に、電話だと反応がなくても、メールであれば双方でのやり取りが可能になると実感しており、そのようなツールが良いと感じている。
 - ▲ 当庁では裁判所や保護観察所等に協力を得て小学校から高校までの教員に対し法教育に関する研修を年1回行っている。
 - ▲ 自分自身が成人になるに当たって法律を意識していた記憶がないので、特定少年も同様ではないかと思われる。海外と同様に小学生の頃から法教育を浸透させて意識させていくとよいのではないか。
 - ▲ 当社では特に若手社員に対してSNSへの投稿に関するコンプライアンス教育を行っている。裁判員制度など若年層に関連する法制度に対して少しでも関心を持ってほしいということならば、裁判所から各企業等に対して、法制度に関する資料と話すべき内容の要望をいただければ、研修の機会に社員に対して伝えるということも考えられる。若年層だけに限らず上の年代にも裁判員制度の知識を広めていく必要がある。
 - ▲ 当社では若手社員のプロジェクトチームによる企画が、若者世代の顧客の獲得に成功した実績がある。その例から、特定少年の教育的措置では特定少年の目線、広報活動では若者の目線を大事にするべきだと考える。また、SNSの活用については、どの媒体を使うか等の若者の意見を大切にしており、インフルエンサーに情報発信をしてもらおう等して積極的にうまく活用するのも効果的である。
 - ▲ 教育的措置の取組は素晴らしいものであるが、あまり知られていないためPRするべきだと思う。また、裁判員等の広報において、他の団体と連携した広報を行うのは

有効な手段ではないか。

- ▲ 少年事件の手続には様々な立場の大人が関わっているため、それぞれの立場から成人としての自覚・責任について教えていくことが重要だと思う。また、裁判員制度の広報については、裁判員裁判を経験した裁判員の満足度の高さに注目し、もっと広報していくと参加する人が増えると思う。
- ▲ 裁判員制度が始まったときには世間からの関心もあったが、現在は関心が薄れてきている。SNSを活用して広く浅く浸透させていくとよいと考える。
- ▲ 裁判員制度を浸透させるためには、人権・有権者教育を小学校のうちからやるべきだと考えている。外から見た裁判所は堅くて遠い存在であるため、裁判所が行う出前講座は裁判所が近くに感じられて若い人たちにとって有益だと思う。教育的措置の一つである短期補導委託は様々な働き方や生き様に触れられる機会になり、非常にいい取組である。また、教育の方法については、一方的に教えるのではなく、自分で考えさせるのが望ましいと思う。
- ▲ 少年の付添人の経験から大体の少年はきちんとした考えを持っていると感じている。もっとも、順調に更生していると思っても実際にはうまく伝わっていないこともある。
- ▲ 裁判員制度については、当社では採用時の研修で裁判員に選ばれた際の休暇制度について説明をする程度で、それ以外で話題になることはほぼない。ドラマ等であれば注目してみるが、ニュースで耳にしたとしても記憶に残るか疑問はある。
- ▲ 裁判員に選ばれた方々に対して、カウンセリングを行う等、心理的負担への対処が必要だと思われる。
- 裁判員に対しては、裁判員用のカウンセリング制度を設けていたり、裁判の進め方を工夫したりしている。
- 本日いただいた御意見を今後の取組の参考としたい。

5 次回予定

- (1) テーマ：裁判所の採用広報について
- (2) 場 所：宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- (3) 期 日：令和6年11月15日（金）午後2時30分